

令和5年3月31日  
総合政策局物流政策課

## 「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 4.0」を公表 ～ドローン物流の社会実装を推進します～

国土交通省では、レベル4飛行（ドローンの有人地帯における補助者なし目視外飛行）の解禁を受けて、ドローン物流の社会実装をより一層推進していくため、「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において、レベル4飛行も対象にした「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 4.0」を取りまとめました。

### 1. 背景

トラックドライバー不足が深刻化する中、物流機能の維持は、ユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題であり、特に過疎地域等においては、輸配送の効率化のためにドローンを活用した荷物等の配送が期待されています。

国土交通省では、2021年6月に、ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象にした手引きとして、導入方法や配送手段などに関する具体的な手続き等を「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」に整理しました。2022年3月には、これまでの国内でのドローン物流の取組をまとめた事例集を追加し、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 3.0」として取りまとめました。

2022年12月には、改正航空法が施行し、レベル4飛行が可能となったことを受けて、「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において、レベル4飛行も対象とした「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 4.0」に改定しました。なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況の変化を踏まえ、適時適切に見直しを実施する予定です。

### 2. ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 4.0 の主な内容

改定したガイドラインの内容については、以下のページからご覧ください。

URL : [https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_tk\\_000024.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_tk_000024.html)

#### <添付資料>

別紙：ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver. 4.0（概要）

#### 【問い合わせ先】

総合政策局 物流政策課 古川、小沼  
代表：03-5253-8111（内線 53-344）  
直通：03-5253-8799